

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日

条例第54号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第35条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第110条第1項及び第2項の規定により、指定介護療養型医療施設(旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(基準)

第2条 指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービス(旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。第3号において同じ。)の提供に関する次に掲げる記録の保存期間は、5年間とする。

- (1) 入院患者に対する身体の拘束その他の行動を制限する行為を行った場合におけるその態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びにその理由の記録
  - (2) 入院患者又はその家族から受け付けた苦情の内容等の記録
  - (3) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合における当該事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての記録
- 2 指定介護療養型医療施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
  - 3 入院患者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
  - 4 前3項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定介護療養型医療施設が従うべき当該基準の例による。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。